

『「法曹コース」に関する考え方について（案）』（平成 31 年 1 月 日中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会）補遺

法曹コースに関する考え方に関する運用上の詳細については、以下のとおりとする。
なお、今後、法曹コースに関する各大学からの質疑等については、文部科学省において集約し、本補足資料を更新し、大学と共有することとする。

【1 法曹コースの定義と概要】

Q 1 法曹コースの形態について、以前までは「履修プログラム方式」も可能との整理であったが、この考え方は維持されているのか。

A 1 「履修プログラム方式」により法曹コースを開設することも可能であるが、同方式については、学生が所属する学部・学科・課程等の履修区分の中で、法曹コースの教育上の目的を達成するために体系的に教育課程が編成され、指定された科目群の体系的な履修が可能となっている必要がある。

【2 法曹コースの開設手続き】

Q 2 法曹コースを開設するために締結する大学間の協定について、協定の主体は法科大学院と法学部などの部局間協定でもよいか。

A 2 法曹養成連携協定の主体を大学から部局へ委任し、部局間で協定を締結することも可能とする。
また、法曹コースを置こうとする大学と法科大学院を設置する大学が同一大学の場合においても、部局間協定を締結するものとする。

【2（1）法曹コースを開設することができる学部】

Q 3 学位に付記する分野の名称が「法律学」や「国際法学」の場合は、法曹コースを開設することができないのか。

A 3 学位に付記する分野の名称に関しては、必ずしも「法学」に限定されるものではなく、法科大学院未修者コースにおいて修得すべき能力を育成するために必要な学修を提供できる法学に関する分野であり、その旨を協定先の法科大学院が判断できるものであればよいと考える。

【3 文部科学大臣による認定の要件】

Q 4 法曹養成連携協定に関する文部科学大臣の認定要件について、確認方法、申請時期、提出書類（エビデンス）等について、どのようなものを予定しているか。

A 4 必要な手続等については、今後、速やかに整理の上、各大学に共有する予定。

【4（1）規模】

Q 5 協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて法曹コースの規模を設定することは想定されていないのか。あるいは、法曹コースを開設する大学において、教員数等を勘案し、協定先法科大学院の特別選抜の募集人員を超えて規模を設定してもよいのか。

A 5 法曹コースを開設する大学において、教員数等を勘案し、法科大学院未修コース1年次に修めるべき能力を学生が身に付けることのできる教育環境が整っていることが必要であり、協定先の法科大学院においてその点が確認されるべきものと考えている。

また、修了・法科大学院への進学に関しては、その設計には以下のような例が考えられる。

- ①大学入学者選抜の段階、若しくは第2学年進学時において、在籍人数を選抜・限定し、当該人数が法曹コースを修了するもの。
- ②入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、学年進行とともに、コース外（法学部内の他のコースや専攻、法学部以外の学部）に移る学生が一定程度いる中で、最終的に修了する人数は限定されるもの。
- ③入学時または第2学年進学時には幅広く在籍し、その人数が概ね修了した上で、特別な選抜においてその成績は考慮しつつも、別途入学者選抜で進学者を絞るもの。

【4（2）法曹養成連携協定に関する文部科学大臣の認定要件】

Q 6 法曹コースの教育課程について、「法律基本科目に相当する科目」や「基礎的な学識及び能力を修得させる科目」とは、法科大学院レベルの内容でなければいけないか。

A 6 法曹コースは法科大学院既修者コースへの接続を前提としており、同コースの科目は、法科大学院未修1年次の内容であることが必要である。

Q 7 法曹コースの教育課程について、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の7科目の「開設」は必須だが、「必修科目として設置」することは必須ではないとの理解で相違ないか。

A 7 法曹コースにおいて上記の7科目の開設は必須だが、こういった科目を必修科目とするかについては、協定先の法科大学院が未修者コース一年次に学生に求める内容によるものとなる。

【4（3）成績評価と修了者の質の保証】

Q 8 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で開講された同一科目の成績評価において、特定のコースのみ要求水準に差異を設けることは可能か。

A 8 同一の科目を受講する者については同一の基準で成績評価がされるべきであり、特定のコースに属する者のみ他のコースに属する者に比して成績評価における要求水準に差異を設けることは不適切である。

Q 9 3) 法曹コースの成績評価について、同一学部の中で、成績評価を相対評価で実施するコースと絶対評価で実施するコースが混在してもよいか。

A 9 A 9と同様の理由から不適切。

【4 (4) 早期卒業】

Q10 早期卒業の要件について、同一学科の特定コースのみ要件を異なるものとすることは可能か。

A10 法科大学院既修者コースに進学するに足る能力を修得することが教育目標となっており、その目標を達成するために特定の科目が必修化されていたり、法曹コースの学生のみが履修可能な科目が開設されていることなどによって、法曹コースが、その属する学科の他の学位プログラムとは別個独立の学位プログラムと考えられる場合、法曹コースの早期卒業の要件を、同一学科の他の学位プログラムと異にすることは可能である。

Q11 大学が早期卒業制度を導入する際に、大学院進学を早期卒業の要件とすることは適切でなく、学生に強制させることはできないとの理解で良いか。

A11 早期卒業制度は、3年等で卒業に必要な単位を各大学が定める優秀な成績を修めることができ、かつ、本人が希望する場合に大学の判断で適用されるものであることから、卒業後の進路は早期卒業の条件となりえないものと考ええる。

なお、特定の進路を念頭に置いて早期卒業制度を運用することを意図している場合には、その旨をあらかじめ学生に周知しておくことが適切であると考えられる。

Q12 同一学部の中で、キャップ制度（履修科目単位数に上限をかけること）を実施するコースとしないコースがあってもよいか。

A12 設置基準上、キャップ制導入に努めることとなっており、特段の理由がなければキャップ制を導入するときには、全学的に検討することが適当。

もっとも、コースの学修内容等を踏まえ、合理的な理由に基づき一部のコースについてキャップ制を導入しないこととすることも大学の裁量に委ねられているものと考えられる。

【5 (3) 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項】

Q13 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項③について、例えば、法科大学院入学前に科目等履修や共同開講科目を履修し5科目10単位修得した上で、2科目4単位分を学部の要卒単位としてカウントし、残り3科目6単位分を法科大学院の単位としてカウントすることは可能か。

A13 科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、法科大学院の単位にカウントされ得る。共同開講科目として修得した単位は、①学部（法曹コース）の単位として、又は、②院レベルの内容として受講し、成績評価も満たす場合には院の単位として、いずれかにカ

ウントされ得る。この考えの下に単位を学部と院で分割してカウントすることも可能であるが、学部（法曹コース）においては、体系的に学部の科目を修得していくことが前提であり、大学院の科目を受講するに当たっては、その目的が果たされるよう学生の能力等に照らして各大学において明確なルールを定めることが必要である。

Q14 法曹コースの教育課程の編成に当たっての留意事項③について、法科大学院入学前の科目等履修や共同開講科目の履修と、法学既修者認定との関係はどのように理解すべきか。

A14 共同開講科目として修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされるとともに、「法学既修者認定」（専門職大学院設置基準（以下「設置基準」という。）第25条第1項）との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。

科目等履修により修得した単位は、学部（法曹コース）の単位としてカウントされず、「入学前の既修得単位」（設置基準第22条第1項）として認定される単位として、30単位を上限に法科大学院の単位にカウントされ得る。また、「法学既修者認定」との関係では、「当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者」の認定において、当該科目の履修を当該認定の根拠とすることも可能。なお、「修業年限短縮」（設置基準第24条）との関係では、学部在籍時（法曹コース在籍時）に科目等履修により取得した単位は、大学院入学資格を取得する前に取得した単位のため、当該単位の取得を修業年限短縮の根拠とすることはできない。

【5（1）法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜】

Q15 1）選抜方法②について、「5年一貫型教育選抜」とあるが、法曹コースを4年で修了した学生（4+2となる場合）は対象とならない趣旨か。また、3（1）2）特別選抜の募集人員②について、法曹コースを4年で修了した学生は「4分の1以内」に含まれないという理解でよいか。

A15 法曹コースは、法曹を志望する学生が法曹となるまでの時間的・経済的負担を軽減するため、学部を3年間で修了し法科大学院既修者コースに接続することを想定しているが、法曹コースを4年間で修了した学生を特別選抜の対象としないとの趣旨ではない。したがって、特別選抜枠としての4分の1に含まれる。なお、これまでは「推薦方式」と表現していたが、表現の適正化を図ったもの。

Q16 1）選抜方法について、複数の協定先の中で、特定の大学が開設する法曹コース修了者のみ5年一貫型選抜の対象とすることは可能か。

A16 協定関係にある大学の中で、特定大学の法曹コースとは、5年一貫型教育選抜を行う協定を結び、その他の大学の法曹コースとは、開放型特別選抜を行う協定を結ぶことは認めない。なお、開放型特別選抜の中に地方大学からの専願枠以外に複数の選抜区分を設けることについては、協定関係にある大

学間で差別的な取扱いとならない限りは、各大学の工夫により可能。

Q17 2) 特別選抜の募集人員について、算定の基となる「定員」とは、未修者コースも含めた定員ということによいか。

A17 定員とは、未修者コースの定員を含む法科大学院の入学定員全体を指す。

Q18 5) 特別選抜の実施に関する留意事項①②について、自大学法科大学院としか協定を締結できなかった場合、結果として、自大学の学生ばかりとなることについても認められない趣旨か。

A18 同一の募集区分においては、自大学と他大学の出身者について、異なる取り扱いをしてはならないという趣旨であり、(特に小規模な)法科大学院において、協定先が、自大学のみとなることを認めないという趣旨ではない。

Q19 大学院の入学者選抜において推薦入試を実施することは可能か。その際、何らかの推薦状の提出を求めることは、大学院入学者選抜実施要項(高等教育局長通知)第4に抵触しないか。
(法科大学院の入学者選抜において、法学部等に設置された法曹コース出身者を対象として、推薦入試を実施することを想定。)

A19 関係法令等に則り、公正かつ妥当な方法により実施されるのであれば、推薦入試を実施することは許容される。また、公正性・妥当性が合理的に確保されている限りにおいて、何らかの推薦状の提出を求めることが否定されるものではない。

【6(1) 法曹コースと法科大学院との接続】

Q20 特別選抜に合格した早期卒業見込み者が、事故や病気等のやむを得ない事情により早期卒業できなかった場合において、法科大学院が飛び入学制度に基づき進学させることは可能か。

A20 飛び入学制度の趣旨及び目的を踏まえ、法令に基づき適法に実施されるのであれば、各法科大学院の判断により飛び入学を認めることは可能。

【8 制度の開始時期】

Q21 優秀な高校生に周知するためには、2019年度の学生受入れまでには法曹コースの設置予定と、協定先の法科大学院を予定として公表する必要があるが、予定であることを前提に、公表の要件は何か。

A21 法科大学院との間での周知に関する合意があれば、以下の3点に留意の上、広報活動を行うことは可能。

- ・「法曹コース」の設置は、予定であること。
- ・「法曹コース」の学生が、必ずしも3年で卒業できるとは限らないこと。
- ・「法曹コース」の選択が、法科大学院への入学を確約するものではないこと。

Q22 関係法令の公布・施行前であっても、協定を締結する予定の法科大学院と、当該法科大学院の未修一年次の学習内容と同等の内容を修めることができるカリキュラムとして合意できていれば、次年度新入生に対し、法曹コースのカリキュラムやコースの選択要件を提示することは可能か。

A22 法的な効果は生じないが、現在の中央教育審議会の審議状況を踏まえ、法曹コースを開設しようとする大学と協定を締結予定の法科大学院が合意できていれば、準備を進めることは可能。

Q23 法曹コースに関する法令の改正前に入学した学生に対して、「6 法曹コースと法科大学院との接続」で整理されている特別選抜を実施しても構わないか。

A23 現在の法科大学院既修者コースへの学生の受入れに関しては、既修者認定試験の実施により、対象となる1年次配当の必修科目を一括して行うこととなっており、学部学生の成績をもとに既修者認定を行うことはできないことから、特別選抜の対象は、2019年度の大学入学者からの対象となる予定。
なお、現行の制度運用の下で、早期卒業や飛び入学予定者を対象とした入学者選抜の実施を妨げるものではない。

Q24 学部入試について、法曹コースへ進むことを念頭においた推薦入試枠を2019年10月から導入したいと考えているが、2年前予告ルールは適用されるか。

A24 入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表することが必要であることから、この趣旨を踏まえ、各大学の判断において適切に実施すべき。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努めること。

Q25 法曹コースを設置する学部の授業の質について、法科大学院の認証評価の対象となるか。

A25 学部の授業が法科大学院の認証評価の対象となることは想定していない。

Q26 入学後に学生が選択可能なコースを新たに設けることは可能か。

A26 コースの新設は可能であると考えられるが、新設時点において在学中の学生が新設されたコースに転ずることができるか否かについては、当該学生が当該新設コースに中途より転じたとしても当該新設コースの教育目標を達成できる場合に限るべきものと考えられる。

Q27 学生の不利益にならなければ、在学中に卒業要件を変更することは可能か。（例えば、「卒論必須」から「卒論または専門分野から8単位」に変更し、在学中の学生から適用）

A27 学生は入学時に定められていた卒業要件の達成を目標として数年次にわたり計画的に学修するものであることから、教育目標のより効果的な達成が確実となるなど、特別な場合を除けば、一般論として在学中に卒業要件を変更することは適切ではないものと考えられる。